

平成 20 年 12 月 3 日

株主の皆様へ

中部証券金融株式会社

株券電子化実施前後の株式事務のお取扱いについて（お知らせ）

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 21 年 1 月 5 日（月）から株券電子化が実施されます。これに関連して、株券電子化実施前後の具体的な株式事務のお取扱いについてご案内申し上げます。

【株券電子化実施後の手続のお申出先について】

株券電子化の実施に伴い、上場会社の株券はすべて無効となり、株主様の権利は電子的に証券会社等の金融機関の口座で管理されますので、以下のとおり手続のお申出先が変更となります。

1. 株券電子化後の未払配当金の支払のお申出先
これまでどおり、株主名簿管理人にお申出ください。
2. 株券電子化後の住所変更、単元未満株式の買取、配当金受取方法の指定等のお申出先
証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けられている株主様
お取引証券会社等にお申出ください。
証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けられていない株主様
特別口座を開設する下記口座管理機関にお申出ください。

なお、に該当される株主様につきましては、証券会社等のご本人様口座への振替請求を含めまして、お申出を受付けることができるのは、特別口座に記録される予定日である平成 21 年 1 月 26 日（月）からとなりますのでご了承ください。

- ・ 特別口座管理機関 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
中央三井信託銀行株式会社
- ・ 同 照 会 先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-78-2031（フリーダイヤル）
- ・ 同 取 次 窓 口 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店
日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店

【株券電子化実施前後の単元未満株式の買取請求のお取扱いについて】

株券電子化制度への移行に伴い、証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けられていない株主様に関しましては、次のとおりのお取扱いとさせていただきますのでご了承願います。

1．平成 20 年 12 月 25 日（木）から平成 21 年 1 月 4 日（日）（実質 平成 20 年 12 月 30 日（火））までに受付したものの買取代金の支払は平成 21 年 1 月 26 日（月）とさせていただきます（買取価格はご請求日の終値となります。なお、平成 20 年 12 月 30 日（火）までに値が付かない場合は返却させていただきます。）

2．平成 21 年 1 月 5 日（月）から平成 21 年 1 月 25 日（日）までの間、単元未満株式の買取請求の受付を停止します。

なお、証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けられている株主様に関しましても、株券電子化直前に単元未満株式の買取請求の取次停止期間が設けられますが、詳細はお取引証券会社等にご確認ください。

【株券電子化実施後の配当金受取方法のお取扱いについて】

株券電子化により、従来の配当金振込口座のご指定方法に加えて、あらかじめ登録した一つの預金口座で株主様の保有しているすべての銘柄の配当金のお受取りや、証券会社の口座でも配当金のお受取りが可能となります。

確実に配当金をお受取りいただくためにも、これらの振込みによる配当金のお受取りをお勧めします。詳しくはお取引証券会社等にお問合せください。

以 上